

7 ようごかいせつ 用語解説

注1 国際化

ほんしんしん しみんひとり くに ちいき こ
本指針では、「市民一人ひとりが、国や地域を越えた

こうりゅう やつな がり を ひろ げ なが ら、 たが 互に まな 学び、

きょうりょく あ かつどう こくさいこうりゅう こくさい
協力し合いながら活動すること(国際交流・国際

きょうりょく)と「国籍や言葉などの異なる人々が、互い

ぶんか しゅうかん ちが みと あ たいとう かんけい きず
の文化・習慣の違いを認め合い、対等な関係を築こう

としながら、ちいきしゃかい こうせいじん
としながら、地域社会の構成員としてともに生きてい

くこと(たぶんかきょうせい)という意味で使用しています。

注2 財団法人箕面市国際交流協会

みのおし れきし ぶんか た ちいきてきとくせい い
箕面市の歴史、文化、その他の地域的特性を生かした

こくさいこうりゅうかつどう すいしん しみん
国際交流活動を推進することにより、市民レベルの

こくさいりかい ゆうこうしんぜん そくしん ほか ちいきしゃかい
国際理解と友好親善の促進を図り、もって地域社会

こくさいか じんけん そんちようおよ せかいへいわ じつげん きよ
の国際化、人権の尊重及び世界平和の実現に寄与す

ることを目的に1992年(平成4年)6月30日に

せつりつ
設立されました。

注3 地球市民

へいわ かんきょう じんけん ひんこん ちきゅうきぼ かだいかいけつ
平和、環境、人権、貧困などの地球規模の課題解決

む ちきゅう く いちいん ひび せいかつ なか
に向けて、地球に暮らす一員として、日々の生活の中

かんが じぶん みじか こうどう ひとびと
で、考え、自分にできる身近なことから行動する人々

のことをいいます。

注4 グローバル化

ひと もの しきん じょうほう いたう こくきょう こ
人や物、資金、情報などの移動が国境を越え、

ちきゅうきぼ さか
地球規模で盛んとなることをいいます。

注5 ボーダレス化

ひと もの しきん じょうほう こつか わく こ いたう
人や物、資金、情報などが国家の枠を越えて移動し、

けいざいぶんや ちゅうしん こくきょう がいねん
経済分野などを中心に国境の概念がなくなること
をいいます。

注6 外国人市民

みのおし ざいじゅう がいこくせき じゅうみんおよ がいこく
箕面市に在住する外国籍の住民及び外国にルー

にほんこくせきじゅうみん ちいきしゃかい こうせい いちいん
ツをもつ日本国籍住民も地域社会を構成する一員

であると考え、1994年(平成6年)に策定した

みのおしこくさいかすいしんしん がいこくじんしみん
「箕面市国際化推進指針」から「外国人市民」という

ことば しよう
言葉を使用しています。

注7 外国人登録者

いつていきかんにほん たいざい がいこくにん きむ
一定期間日本に滞在する外国人に義務づけされて

がいこくじんとうろくほう とうろくしゃ ひょう がいこくじん
いる外国人登録法の登録者を表します。外国人

とうろくせいど ねん へいせい ねん がつ じゅうみん
登録制度は、2009年(平成21年)7月の住民

きほんだいちょうほう かいせい ねん へいせい ねん
基本台帳法の改正により、2012年(平成24年)

がつ か はいし かいせいご あら ざいりゅうかんり
7月9日に廃止されます。改正後は、新たな在留管理

せいど どうにゅう がいこくじんしみん にほんじんしみん どうよう
制度が導入され、外国人市民も日本人市民と同様、

じゅうみんきほんだいちょう とうろく
住民基本台帳に登録されることとなります。

注8 特別永住者

「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱

した者等の出入国管理に関する特例法（略称

「入管特例法」）」により定められた在留資格、

または当該資格を有するかたをいいます。第2次世界

大戦終結以前から日本に居住しており、1952年

（昭和27年）のサンフランシスコ平和条約の発効

により、日本国籍を失った後も引き続き日本に在留

している朝鮮半島又は台湾出身のかたとその子孫

のかたを対象としており、オールドカマー（注11）

とも呼称されます。

注9 在留資格（留学、永住者など）

「出入国管理及び難民認定法（略称

「入管法」）」などに定められた入国の際に入国・

在留の目的に応じて入国管理官から与えられる

資格のことです。資格によって、それぞれの該当要件・

付与される在留期間等が決められており、外国人

市民はこの範囲内で活動することができます。

注10 フェアトレード

国際貿易の仕組みが、経済的にも社会的にも弱い

立場の開発途上国の人々にとって、時に「アンフェ

ア（不公平）」で、貧困を拡大させるものだという問題

意識から始まった経済格差を解消する運動で、より

公平な条件のもとで、国際貿易を行うことをめざし

ています。

注11 オールドカマーとニューカマー

第2次世界大戦終結前から引き続き日本に在留

している朝鮮半島又は台湾出身のかたとその子孫の

かたをオールドカマーと呼称し、概ね1980年代

以降に日本に在留するようになった人々をニュー

カマー（新渡日の人々）と呼称します。

注12 アイデンティティ

「様々な文化的背景をもとに形成された個人の

独自性や価値観・ライフスタイルを、他人からもそれら

を認められることにより、自分らしさを認識すること」

や「国や組織などのある特定集団への帰属意識のこ

と」で用いられています。

注13 行政評価

限られた資源の中で、市民生活の向上を図るため、

今後進めていく施策や事業についての事前評価や、そ

の成果に対する事後評価を行い、成果志向の行政

運営をめざす取組です。

注14 親善大使

みのおし よ がいこくじんしみん してん さいほっけん
箕面市の良さを外国人市民の視点から再発見し、そ
れらを国内外に発信する人を親善大使と呼称します。

注15 インターンシップ制度

がくせい ざいがくちゅう みずか せんこう また しょうらいせつけい
学生が在学中に自らの専攻又は将来設計に

かんれん しょくぎょうじっしゅう いっていきかんおこな
関連した職業実習を一定期間行うことです。

みのおし ねん へいせい ねん みのおし
箕面市においても2004年(平成16年)に「箕面市
インターンシップ実施要綱」を定め、受け入れを実施し
ています。

注16 多文化交流センター(仮称)

たよう ぶんか きょうせい ちいきしゃかい しみん
多様な文化が共生する地域社会をつくり、市民の
こうりゅうおよ そろりかいなら がくしゅう そくしん もくてき
交流及び相互理解並びに学習の促進を目的にした
しせつ おのはらにしちく ねん へいせい ねん かいせつ
施設で、小野原西地区に2013年(平成25年)開設
予定です。

注17 シニア・ナビ

しごと こそだ お だんかいせだい ちゅうしん
仕事や子育てを終えた団塊世代を中心としたシニ
ア世代で、地域で第2の人生を有意義に送りたい、あ
るいは、ながねんつちか ぎじゆつ けいけん ちいきしゃかい なか
は、長年培った技術や経験を地域社会の中で
いかしたいと考えているかたが、ちいきかつどう
地域活動やボ
ランティア活動などについて相談できる市の窓口の
ことです。

注18 やさしい日本語

ふつう にほんご かんたん がいこくじんしみん
普通の日本語よりも簡単で、外国人市民もわかりや

にほんご さいがい お
すい日本語のことで、たとえば災害が起きたときに
がいこくじんしみん たいせつ じょうほう つた ひさいしゃ にじゅう
外国人市民に大切な情報が伝わらず、被災者が二重

ひさい ふせ つく ひょうげん
に被災してしまうことを防ぐために作られた表現
ほうほう
方法です。

注19 医療事務連絡会

ねんど へいせい ねんど かんけいきかん だんたい
2005年度(平成17年度)より、関係機関・団体
がいこくじんしみん たい ほけん いるよう こうじょう
が外国人市民に対する保健・医療サービスの向上、
あんしん く ていきてき
だれもが安心して暮らせるまちをめざして定期的に
かいさい れんらくかい たんとうしゃ ひごろ かん
開催している連絡会で、担当者が日頃感じている
かだい ぎもん きょうゆう もくてき ひと
課題や疑問などを共有することを目的の1つとして
います。

ねんど へいせい ねんど みのおし みのおしりつ
2011年度(平成23年度)は、箕面市、箕面市立
びょういん みのおししょうぼうしょ みのおしりょうほけん
病院、箕面市消防署、箕面市医療保健センター、
とよのこういき きゅうびょう さいだんほうじん みのおし
豊能広域こども急病センター、財団法人箕面市

こくさいこうりゅう がいこくじんいりょう
国際交流協会、みのお外国人医療サポートネットが
さんか
参加しています。

注20 DV(ドメスティック・バイオレンス)

はいぐうしゃ こいびと しんみつ かんけい また
配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった
ものからふるわれるぼうりょく いみ しょう
者から振るわれる暴力という意味で使用されていま
す。

注21 多文化ソーシャルワーカー

がいこくじんしみん じぶん ぶんか こと かんきょう せいかつ
外国人市民が自分の文化と異なる環境で生活する

ことによる生じる心理的・社会的な問題に対して、

外国人市民本人をはじめ、家族やグループ、コミュニ

ティなどに働きかけることにより、相談から解決まで

一貫した支援を行う人材をいいます。

注22 母語

母語とは、個人が最初に接触あるいは習得する

重要な言語で、表現や思考、人格に大きく関わっています。

注23 地区防災委員会

箕面市内の小学校区ごとに、地域で活躍されてい

る各種団体、自治会などの地域コミュニティと行政

で構成する組織のことで、災害が起こる前に災害時

の役割分担や活動体制について話し合い、また災害

発生時には地域の防災の主体として避難所運営や

地域住民の安否確認などを行います。

注24 コミュニティカフェ

人と人、人と地域をつながげながら、気軽に立ち寄り、

食事などをしながら、ほっとできる場を提供します。

近年、地域コミュニティの構築や活性化、社会的課題

の解決などに有効な手法として用いられています。

注25 箕面市人権行政推進本部会議

人権文化の創造をめざし、あらゆる人権に関する

施策を総合的かつ円滑に推進するために設置された

庁内の横断的調整機関で、副市長を本部長とし、

部長級の本部員及び課長級の幹事で構成しています。

注26 国際化施策部会

箕面市人権行政推進本部会議幹事を円滑に

運営するため、課題別部会として設置しています。